令和3年度 柳川市立中山小学校いじめ防止基本方針

2021年4月

国は平成29年3月,「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)を改定した。これを受け、柳川市の基本方針の改定も行われた。本方針はこれを受けて、本校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)が、より計画的に組織的に実施されるよう定めるものである。

I いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条)

2 基本理念(いじめ防止対策推進法第3条)

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の 連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめに対する本校の基本的な考え方

① いじめの理解(「活力ある学校教育推進の手引き」より)

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層みえにくいものになっている。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得うるものであること、また、だれもが被害者になり得るものであることを十分認識しておく必要がある。

ア いじめの構造

いじめの多くは、図1のような4つの層からなっている。いじめは、「被害者」と「加害者」だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

また、この4つの層の構成員は、固定したも

図 1 いじめの構造

のではなく入れ替わることがある。いじめの多くが、同じ学級の児童生徒で発生することを考

えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する 「仲裁者」が現れるような学級経営を行う必要がある。

イ いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として次のようなものが考えられる。

- ・心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする)
- ・集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて,基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる)
- ・ねたみや嫉妬感情
- ・遊び感覚やふざけ意識
- ・いじめの被害者となることへの回避感情など
- ② 本校の教職員の共通認識項目
 - ア「いじめは、どの子にもどの学級にも起こり得る」という危機意識をもつ。
 - イ いじめは人権侵害であり、「人間として絶対に許されない」という強い認識をもつ。
 - ウ 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という強い信念をもつ。
 - エ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く,発見しにくい。 (いじめは遊び感覚で行われていることがあり,児童にいじめの認識がないことが多い。)
 - オ いじめは法律違反である。(暴行,恐喝,強要などの刑法に抵触する。児童等はいじめを 行ってはならない。いじめ防止対策推進法第4条)
 - カ いじめは教職員の児童観や指導のあり方に大きく関わっている。
 - キ いじめは家庭教育のあり方にも大きく関わっている。
 - ク いじめは学校、家庭、地域のそれぞれが役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。 ケ「報告ー連絡ー相談」システムの組織的な体制で取り組む。

Ⅱ 具体的な取組

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - ① いじめの未然防止

いじめは、どの児童にも、どの学級でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止への取組が重要である。全ての児童を、心の通う人間関係を構築できる人間へと育み、いじめを生まない土壌をつくるためには、組織的、継続的な取組が必要である。

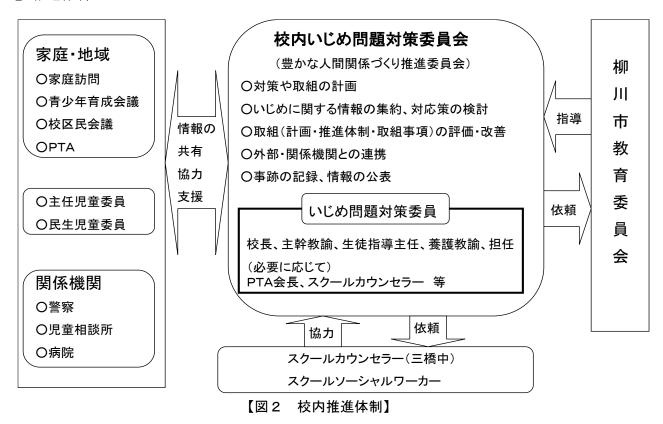
このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは絶対に許されない」ことを理解させ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが肝要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育むことが必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

そこで、本校では「校内いじめ防止委員会(豊かな人間関係作り推進委員会)」を中心に「未然防止の取組」「早期発見の取組」の観点からいじめ防止対策の年間計画を作成し、いじめの未然防止に向けた取組を、マネジメントサイクルを生かして実施していく。

② いじめ防止対策の年間計画

	十 体 叶 山	日州水日の時如	校内いじめ等防止委員会
	未然防止の取組 	早期発見の取組 	(豊かな人間関係づくり委員会)
4	○基本方針の共通理解(全職員)		○定例委員会 (P→D)・基本方針,年間スケジュールの計画・全校スキルタイムの内容検討
5	○保護者への啓発○柳川市いじめ撲滅強調月間・いじめ防止に向けた話(全校朝会にて)	○柳川市教育相談強調月間 ・相談ポストの設置・紹介 ・チェックリストへの記入 ○アンケート→教育相談 ○子どもを見つめる会	○定例委員会(D)・柳川市いじめ撲滅強調月間への取組
6		○アンケート→教育相談○子どもを見つめる会	○定例委員会 (D) ・全校スキルタイムの内容検討
7	○同和問題啓発強調月間 ・全校朝会での話 ・全校スキルタイムの取組	】	○定例委員会(C→A)・前期前半の取組の評価・前期後半の方向性検討
8	'	【○アンケート→教育相談 【○子どもを見つめる会 【	○定例委員会 (P→D)・9月の育成授業の内容や役割分担の話し合い
9	○保護者と学ぶ規範意識育成事業(情報モラルについて)○前期の取組の評価	○アンケート→教育相談○子どもを見つめる会	○定例委員会(C→A)・前期の取組み評価・育成授業の評価
10	○授業参観・学級懇談会○後期の方策検討□ S C 来校	○柳川市いじめに関するアンケート→教育相談○子どもを見つめる会-	○定例委員会 (P) ・後期の取組み検討
11	I SC来校	_ ○アンケート→教育相談 <mark> </mark> ○子どもを見つめる会 	○定例委員会 (D) ・全校スキルタイムの内容検討
12	○人権週間・全校朝会での話・個人懇談会→共通理解・いじめ防止標語作成・全校スキルタイムの取組	○人権週間 ・個人懇談会での情報収集 ○アンケート→教育相談 ○子どもを見つめる会	○定例委員会(C→A) ・人権週間の取組 (いじめ防止標語等) ・後期前半の取組の評価 ・後期後半の方策検討 ・全校スキルタイムの内容検討
1	○いじめ防止に向けた話└ S C 来校	○アンケート→教育相談○子どもを見つめる会	○定例委員会 (P→D) ・後期後半の方策検討 ・全校スキルタイムの内容検討
2	○授業参観・学級懇談会 ○後期の取組の評価 SC来校	<u> </u>	○定例委員会 (C→A)・後期の取組の評価・1年間の取組評価
3	○新年度の方策検討	○アンケート→教育相談○子どもを見つめる会	○定例委員会(P) ・新年度の方向性検討

③ 推進体制



④ 道徳教育の充実

いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない許さないという人間性豊かな心を育てることが大切である。

子どもたちの心を揺さぶる教材や資料と出会わせ、生命の尊さ、人としての思いやり等あるべき姿に触れさせれば、いじめの防止につながると考える。道徳の授業中心として学級の実態に合わせた題材や資料を十分検討し、活用することによって、子どもたちの道徳的実践力を育めるようにする。本校の取組として、以下のことを行う。

- 〇 道徳の時間の指導の重点を低:A-3,中:A-5,高:C-14の視点とすることに より学年の発達に応じて、育成する道徳性の重点化を図る。
- 子どもの心情や感性に訴える体験活動と関連を図った道徳教育の充実を図り、学校教育全体で道徳的実践力の育成をめざす。

⑤ 人権・同和教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、絶対に許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切である。また、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に人権意識の高揚を図る必要がある。「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」等を活用しながら、誰もがかけがえのない存在であり、認められる存在であることを教育活動全体を通して、理解させるように努める。本校の取組として、以下のことを行う。

- 年間指導計画に基づく人権学習の実施
- 人権標語や作文の取組によって、学級内の差別やいじめに対する人権感覚を磨き、自分の 差別性に向き合う。(12月)

⑥ 体験活動の充実

子どもたちは、体験を通して学んだことは、座学で学んだことよりも長く記憶に残り、体得しやすい。実際に直接自分の目で見、耳で聞き、肌で感じたことは真実の姿であり、合理的精神の涵養にもつながる。本校の取組として、以下の体験を重視する。

- 生活科や総合的な学習の時間を中心に、校区を散策したり、地域の人々と関わりをもちながら学習したりする機会をもつ。
 - ・全校児童参加によるふれあい祭り (地域の方とのふれあい)
 - 各学年の主な体験学習

1年・・・昔の遊び、校区の四季 2・3年・・校区探検、校区のお年寄りとのふれあい交流 4年・・大藤祭りについて 5年・・米作り体験 6年・・フェスタなかやまへの参加など

⑦ 授業改善

「わかる・できるの実感」をキーワードに、みんながわかる授業を行い、すべての子が活躍できる場を設ける工夫を行う。自分と異なる他の考えを認め、尊重し合い、「できる・わかる喜び」を実感することができる。さらに、学ぶ意欲や自己存在感を高め、安心して学校生活を送ることができる素地とする。

本校では、特に以下のことに留意しながら授業改善に努めていく。

- 既習とつなげる, 聴き合う活動, 考えを書けるようにする手立てを考えて授業作りや研修 を行っていく。
- 週時程に「朝の読書」,掃除終了後に「スキルタイム」,放課後に「ふじっこタイム」「ガイダンス」の時間を設け,継続的な指導や個に応じたきめ細やかな指導を行い,学力の地力づくりや学びの定着・補充を行っていく。

⑧ 望ましい集団づくり

子どもたちは、同年齢や異学年など様々な人と関わりながら、社会性を育んでいく。この中で、 人と関わることの難しさや喜びを味わい、絆を深め、自分の果たすべき役割や責任を学ぶ。そして、他人から認められている自己有用感や自尊感情を高めていく。

そのために、本校では、以下の取組を行っていく。

- 豊かな人間関係を育てるために、縦割り掃除だけでなく、縦割り遊びやひまわり集会を行い、中山タイム(縦割り活動)を充実させる。
- 全校スキルタイムでは仲間づくり活動等を通して、豊かな人間関係を育てるようにする。
- 学習の中での対話活動の位置づけや自尊感情を高める活動を通して、自分や友だちのよさ を認め合うことができるようにする。

(2) 職員研修の充実

教職員のいじめ問題に対する資質の向上を図るため、以下の研修を行い、いじめの未然防止 に努める。

- いじめの対応に関して、本方針を全職員に配付し、基本的な考え方や未然防止、早期発見 早期(初期)対応等について研修を実施する。
- 生徒指導に関して、カウンセリングマインドによる子どもとの接応の仕方に重点を置いた 研修を実施する。

(3) 保護者・地域への働きかけ

いじめの防止は、学校だけではできない。家庭や地域にいじめ防止の方針や対策等の広告啓発を行い、学校・家庭・地域が協力連携しながら、いじめを許さない環境作り、風土づくりを行っていく必要がある。そのために以下の取組を行う。

- 学級,学校通信,学級懇談会,PTA総会・役員会,ホームページを通して,いじめ問題に対する本校の未然 防止の方針や取組や発生時の対策について広報啓発を行い,協力体制を整える。
- 朝の登校の見守りやあいさつ運動を継続し、地域の方と子どもたちの結びつきを強化する。

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒からも、いじめている児童生徒側から出ている。この早期発見のためには、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。これらのことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが早期解決につながる。このために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談ポストの周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(1) 教職員のいじめに気付く力を高めるために

① 子ども理解に努める

一人ひとりを人格ある人間としてその個性に向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行 う。そのために人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場 に立ち理解し、子どもたちを守るという姿勢を大切にする。

② 子どもとの信頼関係づくりを構築する

子どもたちは自分のことをわかってくれると思う教職員でなければ、相談したり、本当のことを話したりしない。子どもたちの気持ちを受け入れ、共感的に行動や価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが必要である。そのために、授業中だけでな

く, 休み時間などにおいても,子どもたちと接する機会を増やし信頼関係を高めていけるように努める。

(2) 早期発見のための手だて

① アンケート等の実施

ア 児童アンケート (児童の在籍中保存)

学校生活アンケートを毎月1回実施する。その際に、いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、状況に応じて、記名、無記名、持ち帰りなどの配慮を行う。(ただし、無記名の場合には子どもに気付かれないような符牒をつけ、個人を特定できるようにする。)

イ 学級懇談会,家庭訪問

学級懇談会等を通して、子どもの持ち物、言葉遣い、親への態度、友達関係など生活 上の変化に対して家庭からの情報を収集する。必要に応じて、家庭訪問を行う。

ウ 子どもを見つめる会(教職員)

適宜,学級の児童の実態や生徒指導上,気になる児童について毎月1回,気になる子の情報交換会(子どもを見つめる会)を行う。

② 教育相談の実施

ア 毎月の教育相談

学校生活アンケート(毎月)の後,教育相談を全児童対象に設定し、子どもが教師に相談できる場を確保する。相談内容においては、いじめの有無にかかわらず、いじめ問題に限定せず、日常生活で困っていること等を気軽に相談できるようにする。

イ 臨時の教育相談

各種調査(相談ポスト等)や日常観察から、必要に応じて臨時の教育相談を行う。

③ 日常の観察や指導

教職員は、学級内の交友関係や人間関係を注意深く観察し、気になる言動が見られた場合 に適切な指導を行い、関係の修復に当たる。

また、生活日記指導や連絡帳の活用によって、子どもの生活実態やその背景に触れ、問題の早期発見に努めることができるように努める。

④ 相談ポストの設置や相談ダイヤルの周知

担任に直接話ができない場合や知られたくない場合に、利用できる相談ポストや相談ダイヤルについて、子どもたちに周知する。

⑤ 教職員の情報共有体制づくり

子どもの些細な変化や気になる情報に対して、発見者が担任に口頭で伝えるだけでなく、 全職員で共有できるようにする。そのために、発見者あるいは受け取った担任が1つ1つの 情報を簡単に記録し、それらを集約して必要に応じて、豊かな人間関係づくり委員会の中で 協議する。(「報告一連絡一相談」システムの組織的な体制)

Ⅳ いじめ等に対する措置

いじめ等があることが確認された場合、学校は直ちに、いじめ等を受けた児童生徒やいじめ等を知 らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に 指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、 事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめ等を把握した場 合の対処の在り方について,理解を深めておくことが必要であり,また,学校における組織的な対 応を可能とするような体制の整備が必要である。

(1)発見から組織的対応への展開

1 いじめ等情報のキャッチ (学級担任,発見した教職員)

- ・いじめ等が疑われる言動を目撃・日記等から気になる言葉を発見

- ・児童や保護者からの訴え ・アンケートからの発見 ・校内の教職員からの情報



| 生徒指導担当へ報告(メモ化・集約)



校長(教頭)へ報告

いじめ等対策委員会の招集 (校長,教頭,豊かな人間関係づくり委員会,担任 他)

対応方針の決定,役割分担

- (1)情報の整理
- (2) 対応方針

 - ・緊急度の確認 ・いじめ等に該当するか判断
- (3) 役割分担
 - 被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
 - ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当



全職員での情報共有 事例の報告 対応方針の共通理解

事実の究明

- (1) 当該児童への事実確認
 - ・いじめ等の状況、きっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取は被害者→周囲にいるもの→加害者の順
 - ・複数の教員で確認しながら聴取し、情報提供者についての秘密厳守
 - ・加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ



いじめ等問題対策委員会へ情報の集約・報告

対策の協議

- ・確認事実の報告、全体像の把握・被害者及び加害者への対応協議
- 学級での指導内容確認



全職員へ周知・組織的対応

いじめ等の被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめ等被害者への対応

- ※ 心のケアや安心して学校に通学できるようにするための対応
- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になること
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応すること
- ・いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えること
- ・児童のよさや優れているところを認め、励ますこと
- ・いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導すること
- ・日記ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めること
- ・自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行うこと
- (2) いじめ等加害者への指導・対応 <複数職員での対応・記録の保存>
 - ※ 被害者が恐れている場合も想定して
 - ・いじめ等を行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導すること
 - ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させること
 - ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行うこと
 - ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせること
 - ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さないこと
 - ・日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していくこと
 - ・授業や学級活動等を通してよさを認めプラスの行動に向かわせていくこと

(3) 観衆 傍観者への指導・対応

- ・いじめ等は、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が 児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示すこと
- ・いじめ等の事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であること
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止 めさせること
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせること
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせること
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる こと
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めること

(2) 保護者との連携

- ① いじめの被害者の保護者との連携
 - ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
 - ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
 - ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
 - 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ② いじめの加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする と共に、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識させる。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・「いじめは決して許されない行為である」ことや、事の重大さを認識してもらい、家庭での 指導を依頼する。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝え、今後の関わり 方など一緒に考え、助言する。

(3) 関係機関との連携

- ① 警察への通報など関係機関との連携
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ② カウンセラーとの連携
 - ・被害児童の心的ケアが必要な場合には、スクールカウンセラーに連絡し協力を仰ぐ。

(4) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導 を継続的に行う。
- ・教育相談、日記等で積極的に関わり、その後の状況の把握に努める。
- ・被害児童のよさを見つけ、褒めたり認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止未然防止のために日常的に取り組むことを洗い直し、実践計画を立てていじめのない学級づくりの取組を強化する。

V 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法 第28条)

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合,その時点でいじめの結果ではない、重大事態ではないと学校が考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たらなければならない。

(2) 重大事態への対処

学校の設置者である柳川市教育委員会に報告を行う。教育委員会が調査の主体を判断する。

- ① 教育委員会が調査の主体となる場合
 - 委員会の指示の下、資料の提出や調査に協力する。
- ② 学校が調査の主体となる場合

ア 重大事態の調査組織を設置

校内のいじめ問題対策委員会に加えて、警察、教育委員会、校医、PTA、児童相談所、スクールカウンセラー、主任児童委員、民生児童委員などの関係機関を混じえた拡大いじめ問題対策委員会を調査組織として設置する。

イ 調査組織において、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。客観的な事実関係を調査することを旨とする。その際に学校において調査した資料も再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ 被害児童及び保護者に対して情報を適切に提供

調査によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供する。(経過報告も含め) 個人情報の取り扱いに十分配慮するが、徒に個人情報保護を盾にとらない。アンケート等 は児童や保護者に提供することを念頭に置き、調査に先立ちその旨を説明する。

- エ 調査結果を教育委員会に報告
- オ 調査結果をふまえた必要な措置

Ⅵ 取組の評価・改善

この基本方針に基づく取組に関して、年2回の学校評価(10月,2月)にあわせて、いじめ等問題対策委員会(豊かな人間関係づくり委員会)による評価を行い、取組の継続、改善、廃止等の見直しを図る。その結果を関係者評価委員会に報告し、意見をもらうこととする。

いじめ等対応の基本的な流れ

